

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 4 日

鳥取地方裁判所民事部

裁判所書記官 影 山 真 吾

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 25 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 1 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 3 日 午後 1 時 10 分 場 所 鳥取地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 24 日 午前 10 時 00 分 場 所 鳥取地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 4 日から当庁民事書記官室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,380,000 2,704,000	一括	676,000	80,600	0
1	800,000				
2	100,000				
3	2,480,000				
備考					

物 件 目 録

1 所 在 東伯郡琴浦町大字出上字野畑

地 番 18番34

地 目 宅地

地 積 287.09平方メートル

所有者 亡B相続人 A

2 所 在 東伯郡琴浦町大字出上字野畑ノ東

地 番 15番48

地 目 宅地

地 積 37.58平方メートル

所有者 亡B相続人 A

3 所 在 東伯郡琴浦町大字出上字野畑18番地34、18番地41

家屋 番号 18番34

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 146.82平方メートル
2階 54.29平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 157.43平方メートル
2階 54.29平方メートル

共有者 亡C相続人 A 持分15分の4

共有者 A 持分15分の1

共有者 亡B相続人 A 持分15分の10

物 件 明 細 書

令和 8年 6月19日

鳥取地方裁判所民事部

裁判所書記官 影 山 真 吾

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～3】

本件所有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 東伯郡琴浦町大字出上字野畑

地 番 18 番 34

地 目 宅地

地 積 287.09 平方メートル

所有者 亡B相続人 A

2 所 在 東伯郡琴浦町大字出上字野畑ノ東

地 番 15 番 48

地 目 宅地

地 積 37.58 平方メートル

所有者 亡B相続人 A

3 所 在 東伯郡琴浦町大字出上字野畑18番地34、18番地41

家屋 番号 18 番 34

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 146.82 平方メートル
2階 54.29 平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 157.43 平方メートル
2階 54.29 平方メートル

共有者 亡C相続人 A 持分15分の4

共有者 A 持分15分の1

共有者 亡B相続人 A 持分15分の10

令和 7年(ケ)第 20号
令和 8年 5月13日受理
令和 8年 6月15日提出

現況調査報告書

鳥取地方裁判所

執行官 山 野 剛 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 東伯郡琴浦町大字出上字野畑
地 番 18 番 34
地 目 宅地
地 積 287.09 平方メートル
所有者 亡B相続人 A
- 2 所 在 東伯郡琴浦町大字出上字野畑ノ東
地 番 15 番 48
地 目 宅地
地 積 37.58 平方メートル
所有者 亡B相続人 A
- 3 所 在 東伯郡琴浦町大字出上字野畑18番地34、18番地
41
家屋 番号 18 番 34
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 146.82 平方メートル
2階 54.29 平方メートル
共有者 亡B相続人 A 持分15分の10
共有者 亡C相続人 A 持分15分の4
共有者 A 持分15分の1

不動産の表示	『物件目録』のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1、2
現況地目	■宅地(物件1、2) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件3
種類、構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点異なる(■主である建物 □附属建物) □種類: □構造: ■床面積: 1階 約157平方メートル 2階 54.29平方メートル(同一)
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 □ある [保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	■建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (土地建物所有者)	1 この建物には私が一人で住んでいます。 2 建物は建って38年経ちますので全体的に傷んでいますが、直ぐに修繕しなければならない箇所はありません。 3 法務局の建物図面では縁側部分がないとのことですが、縁側は建物が建った時からありました。屋根裏の物置も建った時からあるものです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 各物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
なお、物件1、2土地は一体となって物件3建物の敷地として利用されている。
- 2 本件建物には経年相応の劣化を除き、目視による限り特段の不具合は見受けられなかった。
- 3 Aの陳述及び現況から、本件建物の縁側部分が法務局備え付けの建物図面・各階平面図において欠落している。また、登記の床面積にも算入されていないため、1階の床面積が相違する。2階部分には屋根裏に物置スペースがあるがこの部分に洋室のクローゼットと和室4.5畳の押入が造られている。なお、この屋根裏部分は床面積には算入されないものである。
- 4 本件建物敷地の接面道路は東側の幅員約7.2～7.5メートルの町道である。また、西側にも幅員約5メートルの町道に面しているが、本件建物敷地が高くなってコンクリートブロック塀が設置されているため、この部分を出入りすることができない。
- 5 各隣地との境界について、東側の町道との2点に境界標を確認した。その他には各隣地との間にコンクリートブロック塀が設置されているため、各隣地との境界は明瞭である。
- 6 本件建物敷地の北西側に電柱が1本設置されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和 8年 5月25日(金) 11:42-11:47	物件所在地	外観による占有調査 接面道路調査 写真撮影
令和 8年 5月25日(金) 13:10-13:15	鳥取地方法務局 倉吉支局	隣接地の登記事項調査
令和 8年 6月 3日(水) 12:55-14:02	物件所在地	関係人に面談 立入調査(評価人同行) 写真撮影

(特記事項)

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

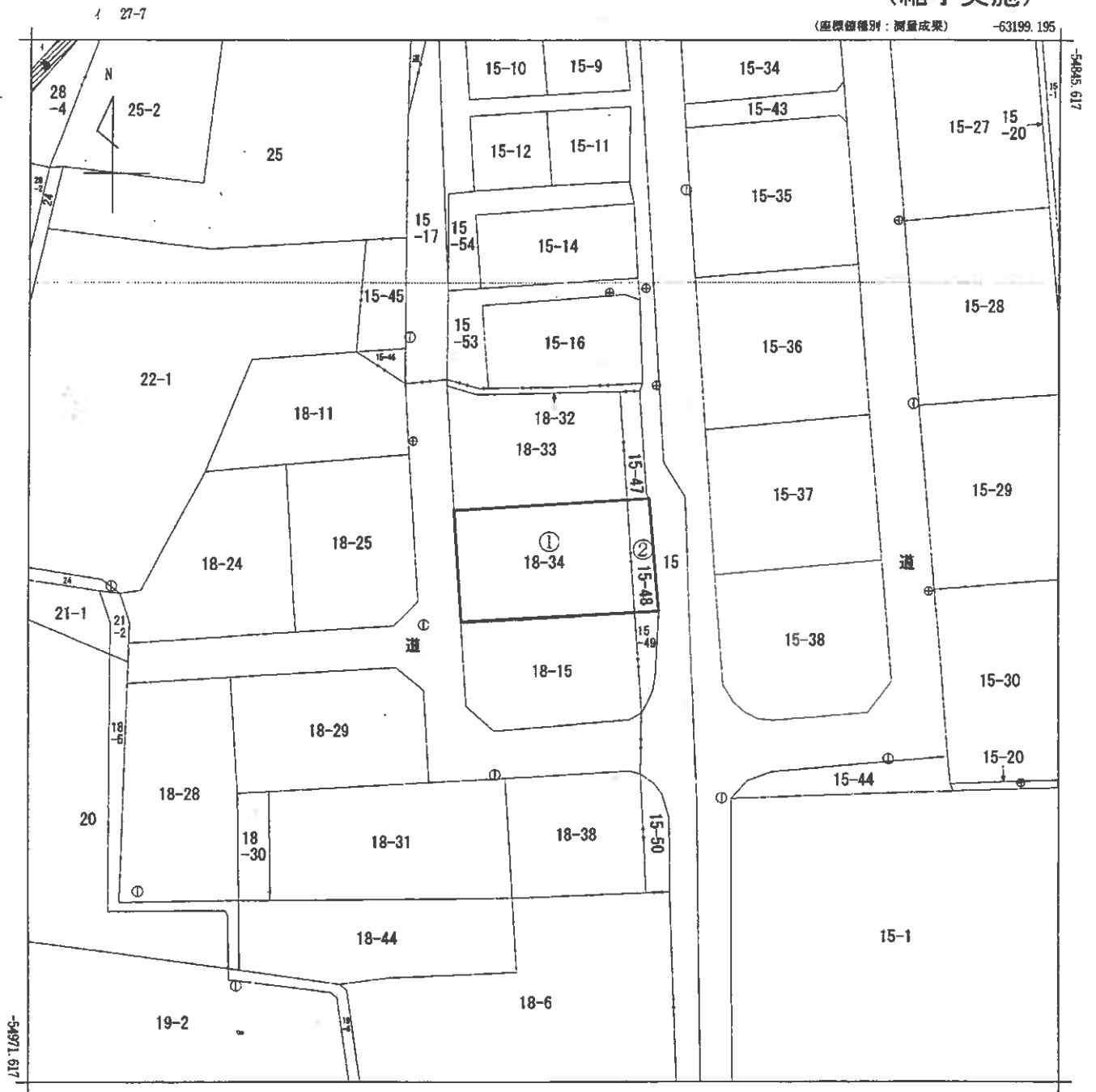
☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

(公図の写し)

(縮小実施)



地番区域見出
大字出上

請求部	所 在 東伯郡琴浦町大字出上字野畑					地 番	18番34			
出力縮	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成15年3月				備付年月日(原図)	平成21年11月27日		補記事項		

請求番号：5-1
(1/1)

(6 枚目)

公用

公用

登記年月日：昭和63年2月6日

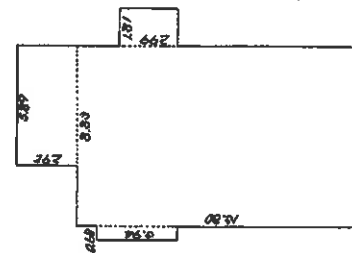
昭和63年2月6日登記

建 物 圖 面

905278 各階平面図

家庭番号	18番34
------	-------

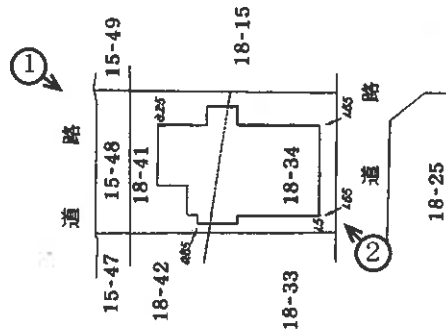
東伯郡琴浦町
東伯郡琴浦町大字出上字野畑 18番地 34, 18番地 41
建物の所在



知照

$$\begin{array}{r} 5.89 \times 2.92 = 17.1988 \\ 8.83 \times 13.80 = 121.8540 \\ 0.60 \times 3.94 = 2.3640 \\ \hline 1.81 \times 2.99 = 5.4119 \end{array}$$

十

146,8287 m²

新題

$$7.88 \times 6.89 = \underline{54.2932 \text{ m}^2}$$

土 地 制
作 製 者

總尺	250
----	-----

申請人

$$\frac{1}{500}$$

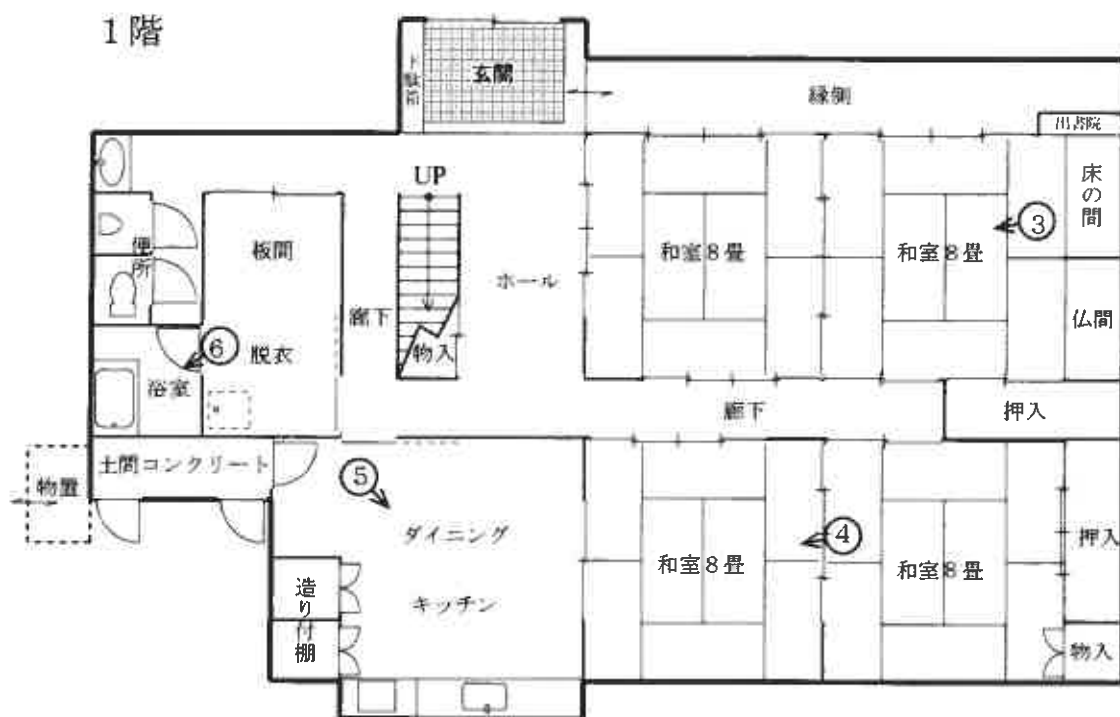
(鳥取県土地家屋調査士会)

建物間取図

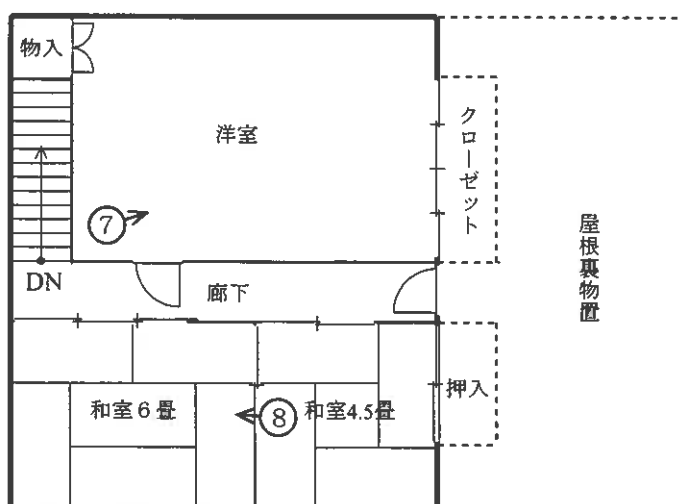
③～⑧写真撮影場所



1階



2階



(8 枚目)

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



事件番号 令和7年(ケ)第20号

評 価 書

本評価書は、民事執行法第58条による
不動産の評価の成果を報告するものです。

令和 7 年（ケ）第 20 号
令和 8 年 6 月 3 日 現 地 調 査
令和 8 年 6 月 15 日 評 価

鳥取地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人（不動産鑑定士）

前 田 六 仁

第1 評価額

一 括 価 格	
金3,380,000円	
内 訳 価 格	
物件番号1 (土地)	金800,000円
物件番号2 (土地)	金100,000円
物件番号3 (建物)	金2,480,000円

- ① 一括価格は、上記各物件について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 土地の内訳価 土地価格から建物のための土地利用権等価格を控除した価格。
建物の内訳価 建物価格に土地利用権等価格を加算した価格。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、物件の種類及び品質の不適合について、債務者(売主)に担保責任がないこと)等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降に発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載の無い事項については、ほぼ登記簿記載と同じ

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1 (土地)	所 在 地 地 地 目 地 積	東伯郡琴浦町大字出上字野畑 18番34 宅地 287.09m ²	
2 (土地)	所 在 地 地 地 目 地 積	東伯郡琴浦町大字出上字野畑ノ東 15番48 宅地 37.58m ²	
3 (建物)	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	東伯郡琴浦町大字出上字野畑18番 地34、18番地41 18番34 居宅 木造瓦葺2階建 1階 146.82m ² 2階 54.29m ² 延 201.11m ²	1階 157.43m ² 2階 54.29m ² 延 211.72m ²

番号	特 記 事 項
1	物件1及び物件2の土地は、一体となって、物件3の建物の敷地の用に供されている。
2	各物件の占有関係、物件1及び物件2の土地の接面道路状況、隣接地との境界、物件3の建物の現況、間取り等は、現況調査報告書の執行官の意見及び建物間取図のとおりである。

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等 物件番号 1・2

位 置 ・ 交 通 (およその道路距離)	J R 山陰本線 赤碕 駅 南 方 約 1.1 km 大山町 バス停 南 方 約 800 m
付 近 の 状 況	中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅団地
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)——	都市計画区分 : 非線引都市計画区域 用 途 地 域 : 指定無 建 ペ い 率 : 70% 容 積 率 : 400% 防 火 規 制 : 無 その他の規制 : —
画 地 条 件 (間口=接道長さ) (奥行=最大奥行)	地 積 : 324.67㎡ 接道状況 : 二方路地 間 口 : 約 13.5m その他 : ほぼ平坦地 奥 行 : 約 24m 形 状 : ほぼ長方形
接 面 道 路 の 状 況	東 側 , 幅 員 7.2m 町道 , 舗装有 , 道路と等高。 西 側 , 幅 員 5m 町道 , 舗装有 , 道路より+約0.8m。
土 地 の 利 用 状 況 等	現 状 : 後記対象建物が存する。 目的外建物 : 無
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : 有 ガス配管 : 無 下 水 道 : 有 但し、接続していない。 (注) 供給処理施設における「有」とは、目的物件の前面道路に該当施設の施設管が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「無」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
特 記 事 項	特になし

2. 建物の概況及び利用状況 物件番号 3

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 残 存 耐 用 年 数	建築時(登記簿記載) : 昭和62年5月 経過年数 : 約 39 年 経済的残存耐用年数 : 約 10 年
仕 様	構 造 : 木造2階建 屋 根 : 瓦葺 設 備 : ー その他 : ー ※1 : 外壁 : 漆喰、鉄板張り 天井 : 竿縁天井、敷目張り天井、ボード張り等 内壁 : ジュラク壁、クロス貼り等 床 : タタミ、フローリング等
床 面 積 (現 況)	1階 157.43㎡ 2階 54.29㎡ 延 211.72㎡
現 況 用 途 等	現況用途 : 居宅 間 取 り : 現況調査報告書の「建物間取図」の通り。
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	所有者が居宅として使用しており、評価額に影響を与える第三者による占有はない。
特 記 事 項	※1 : 便所は汲み取りである。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

1-1. 土地 物件番号 1・2

更地価格を算出し、これに建付減価補正を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 *a	個別格差 *b	地 積	建付減価 補正 *c	建付地価格 ① (万円未満四捨五入)
1・2	8,400円/㎡	× 1.02	× 324.67㎡	× 0.90	= 2,500,000円

*a 標準画地価格

地価公示標準地等の価格を規準とした価格を参考とし、周辺地域の取引事例を検討のうえ標準画地価格を査定した。

<地価調査基準地価格からの規準>

番 号	地価調査価格	時点修正	標準化補正	地域格差	規準とした価格
琴浦(県)-5	9,200円/㎡	$\times \frac{99.0}{100}$	$\times \frac{100}{100}$	$\times \frac{100}{108}$	= 8,400円/㎡

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正: 必要なし

◇地域格差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ格差率を査定した。

*b 個別格差

要 因	率
二方路	1.01
方位	1.01
相 乗 積	1.02

*c 建付減価補正 : 建物と敷地との適応状態等を考慮した。

1－2. 建物 物件番号 3

物件 番号	再調達原価 * d	現況延床面積	現価率 * e	建物価格 ② (万円未満四捨五入)
3	200,000円/㎡	× 211.72㎡	× 0.074	= 3,130,000円

* d 再調達原価 : 建物建築費の推移動向等を考慮した、目的建物を再建築する場合の標準的な建築費。

* e 現価率 : 建築時から価格時点までの減価の程度を考慮し、耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して現価率を査定した。

物件 番号	経過年数	経済的残存 耐用年数	残価率	手 法	耐用年数に 基づく方法に よる現価率	観察減価に よる補正率	現価率
3	39年	10.0年	0.05	定率法	0.09215	× 0.80	= 0.074

※1 : 観察減価については、機能的要因による減価(下水道との未接続)を認めた。

2. 評価額の決定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して下記のとおり評価額を決定した。

2-1. 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (1-1.①)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 ③ (万円未満四捨五入)
1・2	2,500,000円	× 0.40	法定地上権	= 1,000,000円

2-2. 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (1-1.①)(1-2.②)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (2-1.③)	占有減 価修正 * f	市場性 修 正 * g	競売市 場修正 * h	評 価 額 (万円未満四捨五入)
1・2 (土地)	(2,500,000円	－ 1,000,000円)		× 1.00	× 0.60	= 900,000円
3 (建物)	(3,130,000円	＋ 1,000,000円)				× 1.00
一括価格（上記合計）						= 3,380,000円

※ 1 : 物件 1・2 の評価額の内訳

・ 物件 1

$$900,000円 \times 287.09\text{m}^2 / 324.67\text{m}^2 = 800,000円$$

・ 物件 2

$$900,000円 \times 37.58\text{m}^2 / 324.67\text{m}^2 = 100,000円$$

* f 占有減価修正 : 必要なし

* g 市場性修正 : 必要なし

* h 競売市場修正 : 2 ページ記載の不動産競売市場の特殊性等を考量のうえ査定した。

第6 参考価格資料

* 地価調査基準地

番 号 : 琴浦(県)-5
所 在 : 琴浦町大字八幡字馬場ノ西761番5
位 置 : 赤碕駅南西1 k m
価 格 : 9,200円/㎡
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 496㎡
接 面 街 路 : 北5m 県道
供給処理施設 : 水道・下水
用 途 地 域 : 非線引都市計画区域
建ペイ率 70%
容 積 率 400%
地 域 の 概 要 : 農家住宅が多い県道沿いの古くからの住宅地域

(注) ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価額であり、ここに掲げた価格とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

位置図

周辺概況図(正本のみに添付)

地籍図(法務局備付)

建物図面・各階平面図(法務局備付)

位置図

N



1/10,000

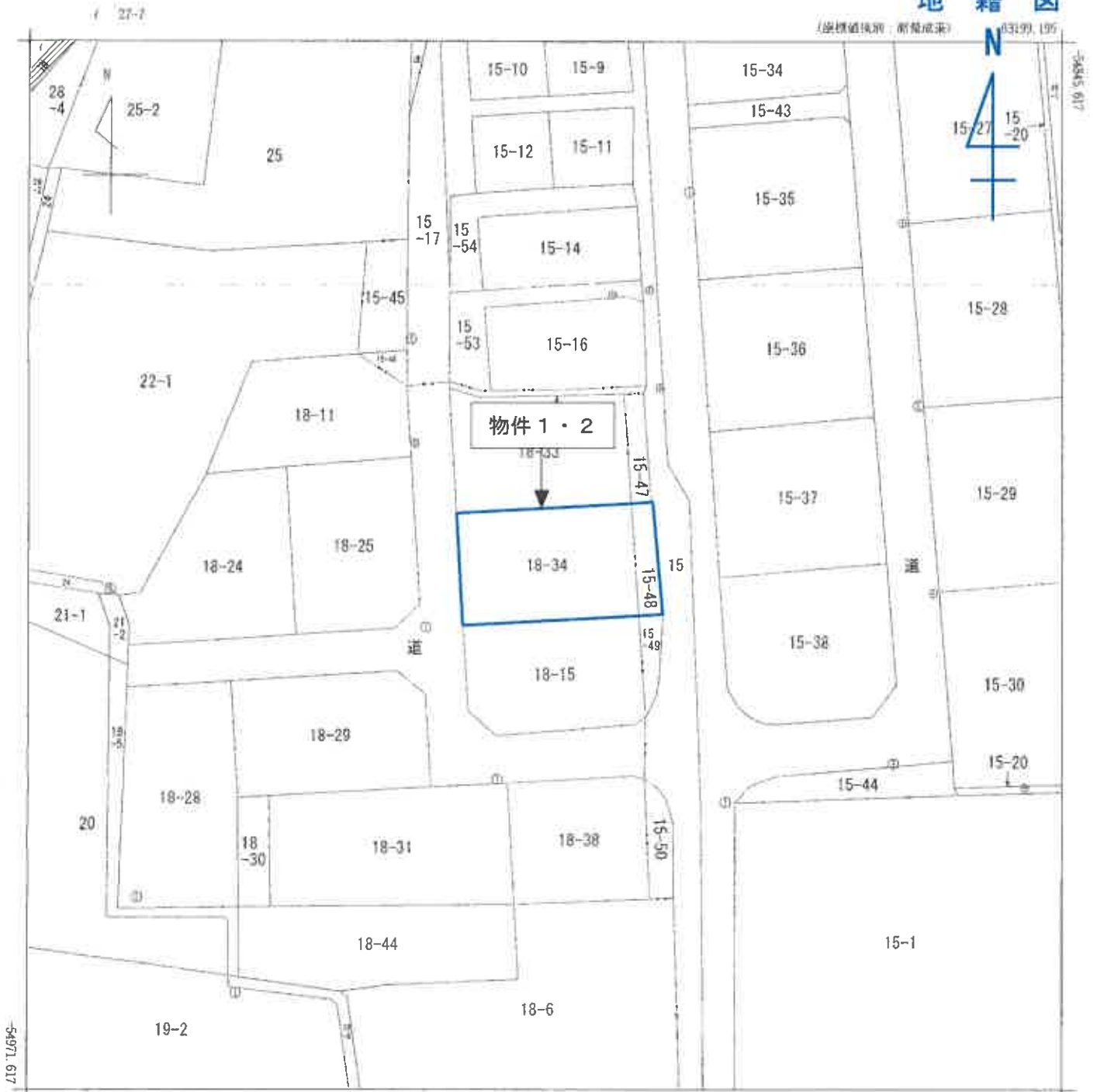


(琴浦町役場「琴浦町都市計画総括図」)

地 籍 図

(座標値換算：簡略成果)

83199.195



-63324.195 (座標値換算：簡略成果)
(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。

地番区域見出
大字出上

請 部 分	所 在	東伯郡琴浦町大字出上字野畑					地 番	18番34		
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座標系 番号又は 記号	V	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	平成15年3月				備 付 年 月 日 (原図)	平成21年11月27日		補 事 記 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(鳥取地方法務局倉吉支局管轄)

令和7年11月7日

鳥取地方法務局米子支局

登記官

請求番号：7-1

(1/1)

(縮小実施)

これは地図に記載されている地界を正確とした図面である。
 (鳥取県庁に提出された図面)
 令和元年11月1日 鳥取県公営住宅公社(代表)

登記簿

905273

各階平面図

昭和63年2月6日登記

登記番号：18番34

所在地：米子郡琴浦町

地物の所在：米子郡赤松町大字北上字野畑18番地34、18番地41



建物図面

物件3

世帯



$5.29 \times 2.92 = 17.1988$
 $6.83 \times 3.80 = 25.9540$
 $0.60 \times 3.94 = 2.3640$
 $1.81 \times 2.99 = 5.4119$
 $1.20 \times 8.84 = 10.6080$

計 $157.4367m^2$
 床面積 $157.43m^2$

式座

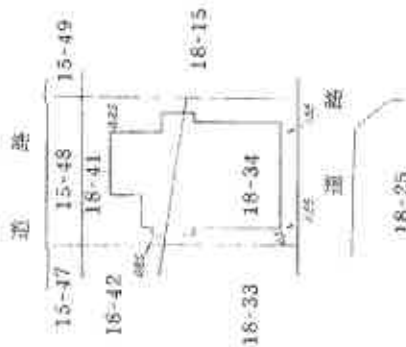


$7.88 \times 3.94 = 31.0472m^2$
 計 $54.2932m^2$
 床面積 $54.29m^2$

屋根裏物置

$7.88 \times 3.94 = 31.0472m^2$

(現地調査に基づき修正)



申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

(鳥取県土地家屋調査士会所属)

(縮小実施)

参 考 事 項

■供給処理施設について

上水道、下水道（農業集落排水等を含む）、ガス配管については、目的土地を建物の敷地として利用する場合に必要な設備であり、当該土地上にどのような建物を建築するかによってその引込管の口径、口数も異なるが、地域によっては、管理者が敷地内への引込の情報は個人情報であるという立場で公開しない場合もある。また、管理者が保有する引込情報が必ずしも正確ではないこともあり、敷地内への引込の情報を管理者から得て確認ができ、敷地内への水道メーターの設置、汚水枘の設置、ガスメーターの設置がそれぞれなされていても、既設の敷地内配管が直ちに利用可能な状態であるかどうかは専門業者でなければ確認は不可能であることに注意を要する。

前面道路に配管がある場合に通常必要となる引込費用は、この種の経費の中で最低限の経費であり、買受人が土地あるいは建物を購入した場合に通常必要となる費用と考えられることから、目的物件の評価額にそもそも影響を与えるものではないと言え、土地の評価額から明示的に控除すべき費用ではないと考えられる。

■建物の付帯設備

建物に付属する各種住宅設備については、例えば、電気、給湯器、浄化槽等建物内の各種設備が稼働可能な状態にあるかどうかまでを評価人が調べることは困難であり、また、電気が止められている場合には電気設備をチェックすることは不可能であるため、当該設備等が稼働可能な状態であるかどうかを保証できない。

■地価公示標準地等からの規準

標準画地価格を評定する際は、国が公示する地価公示標準地の公示価格あるいは鳥取県が告示する地価調査基準地の標準価格を規準とする。
ただし、規準できない場合もある。

■標準画地価格

目的土地が属する地域の標準的な画地の価格。

■目的土地の個別格差

目的土地の個別的要因（街路、交通接近、環境、画地、行政的、その他）が、標準的な画地の個別的要因と異なる場合の格差。

■建付減価補正

目的土地上の建物が一般的あるいは合理的な利用状況でない場合等に、その敷地が更地と比較して市場性が劣る場合の補正。

■占有減価修正

目的物件に占有者がいるため目的物件の需要が減退し、売却が困難になる場合に行う修正。

■市場性修正

目的物件の価格査定に当たり、個別的な要因を考慮してもなお目的物件の需要が限定されるなど、売却が困難な場合に行う修正。

■競売市場修正

競売という特殊な市場において、買受人が負担することとなるリスクを考慮した修正。